

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5225554号
(P5225554)

(45) 発行日 平成25年7月3日(2013.7.3)

(24) 登録日 平成25年3月22日(2013.3.22)

| | | | | | |
|----------------|--------------|------------------|---------|-------|---|
| (51) Int.Cl. | | F 1 | | | |
| F 4 1 B | 15/00 | (2006.01) | F 4 1 B | 15/00 | B |
| A 4 1 G | 3/00 | (2006.01) | A 4 1 G | 3/00 | Z |

請求項の数 1 (全 6 頁)

| | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|---------------------|
| (21) 出願番号 | 特願2006-114492 (P2006-114492) | (73) 特許権者 | 000211569 |
| (22) 出願日 | 平成18年4月18日 (2006.4.18) | | 中松 義郎 |
| (65) 公開番号 | 特開2007-285622 (P2007-285622A) | | 東京都世田谷区下馬 6-31-10 |
| (43) 公開日 | 平成19年11月1日 (2007.11.1) | (72) 発明者 | 中松 義郎 |
| 審査請求日 | 平成21年4月17日 (2009.4.17) | | 東京都世田谷区下馬 6-31-10 |
| 審判番号 | 不服2012-12396 (P2012-12396/J1) | | |
| 審判請求日 | 平成24年6月30日 (2012.6.30) | | |
| | | 合議体 | |
| | | 審判長 | 川向 和実 |
| | | 審判官 | 小関 峰夫 |
| | | 審判官 | 杉浦 貴之 |
| | | (56) 参考文献 | 特開平9-187186 (JP, A) |
| | | | 実開平6-21059 (JP, U) |
| | | | 実開昭52-71887 (JP, U) |
| | | | 特開平11-81023 (JP, A) |
| | | | 最終頁に続く |

(54) 【発明の名称】 護身用かつら

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

かつらにひもを付け、該かつらには錘を取り付けておき、相手にかつらを投げつけ、投げつけたら手元に戻るようにしたことを特徴とする護身用かつら。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、かつらに関するものである。

【背景技術】

【0002】

従来のかつらは頭の上に被せ髪型を変える、という用途でしななかった。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

かつらを使って護身が出来る工夫をすること。

【課題を解決するための手段】

【0004】

かつらにひもを付け、ひもを手元に持ち、攻撃相手にかつらをぶつけ手元に戻せるようにする。

【発明の効果】

10

20

【 0 0 0 5 】

本発明は外観を整える美容の目的だけでなく、突然チカンが襲ってきたらいつでもどこでも犯罪が起こったときに使用者の身を自ら守ることが出来る。

【発明を実施するための最良の形態】

【 0 0 0 6 】

かつらにひもを付け、手元に持ち、かつらを相手に投げ、かつらが返ってくるようすること。

【実施例 1】

【 0 0 0 7 】

図 1 は本発明実施例を示し、かつら 1 にテグス又はゴムなどのヒモ 2 とヒモ 2 の端に輪 3 を設けたものである。図 2 はかつら 1 の一部に錘 4 を設けた実施例である。図 3 はこれを裏側から見た図である。図 4 は錘 3 にトゲ 4 を設けた本発明実施例である。

10

【 0 0 0 8 】

図 4 は本発明の使用例で、使用者 6 はチカン 7 に対し本発明かつら 1 を頭からはずし投げる。このとき輪 3 を指で持っている。図 6 は使用者 6 がチカン 7 に本発明かつらを投げた後の図で、ゴムヒモ 2 の伸縮性により縮むので本発明かつらが使用者 6 の手元か足元 8 に戻る。これによりチカン 7 に対して投げたかつら 1 を取りに行かず、何回も攻撃、威嚇、護衛が出来る。

【 0 0 0 9 】

図 1 の場合かつら本体 1 の重さだけであるが、図 2 , 3 の場合錘 4 により遠くへ強く飛ぶ。更に図 4 の如く錘に針 5 を設けることによりチカンへの打撃は増大する本発明実施例である。

20

【 0 0 1 0 】

図 7 は本発明かつらを裏から見た図で、ゴムヒモ 2 をかつら 1 の裏に収納できるので、ヒモ 2 が外へ出ずに通常のかつらのように頭の上に被れるようになっている。

【 0 0 1 1 】

図 8 は本発明かつら 1 のヒモ 2 をテグス 9 とし、これを巻き取るリールとモータ 10 を腰に装着し、かつらを手元に引戻すことが出来る本発明実施例である。

【 0 0 1 2 】

図 9 は本発明かつら 1 をラジコン受信機と車 12 にのせ、無線で本発明かつら 1 を任意に遠くに移動させ、人 6 はヒモ 2 の輪 3 を左手に、右手にリモコン送信機 11 を持ち、犬との散歩のようにする事も出来るかつらである。

30

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 3 】

【図 1】本発明の側面図

【図 2】錘をつけた本発明側面図

【図 3】錘をつけた本発明を裏側からみた図

【図 4】錘 3 にトゲ 4 を設けた本発明を裏側からみた図

【図 5】本発明使用法（チカンへ投げる時）の説明図

【図 6】本発明使用法（かつらが手元へ戻る時）の説明図

40

【図 7】本発明のヒモ 2 をかつら 1 の裏に収納した図

【図 8】電動リール 8 とテグス 9 による本発明

【図 9】本発明を無線操作にした実施例

【符号の説明】

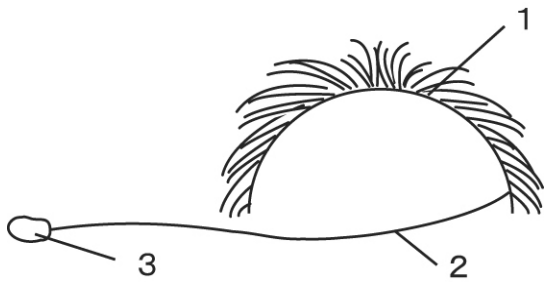
【 0 0 1 4 】

- 1 かつら本体
- 2 ゴム又はヒモ又はテグス等
- 3 ヒモの一部で形成し、又は金属等の独立した輪
- 4 錘
- 5 トゲ又は針

50

- 5 使用者
- 6 使用者
- 7 チカン
- 8 足元に戻ったかつら
- 9 テグス
- 10 テグス巻き取りリールとモータ・バッテリー
- 11 リモコン発信器
- 12 リモコン受信機と車

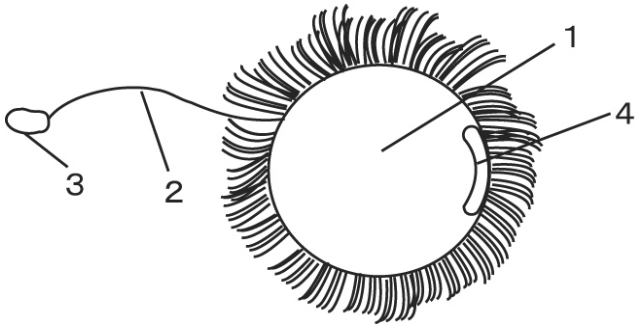
【図1】



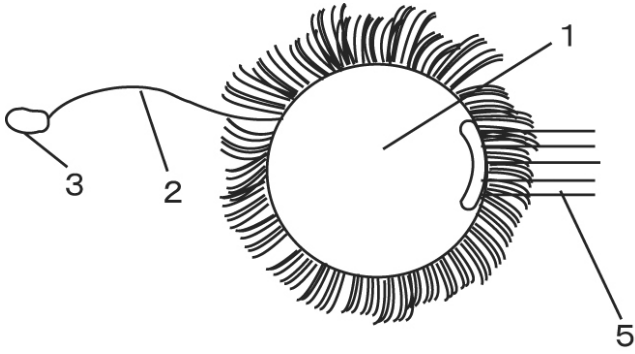
【図2】



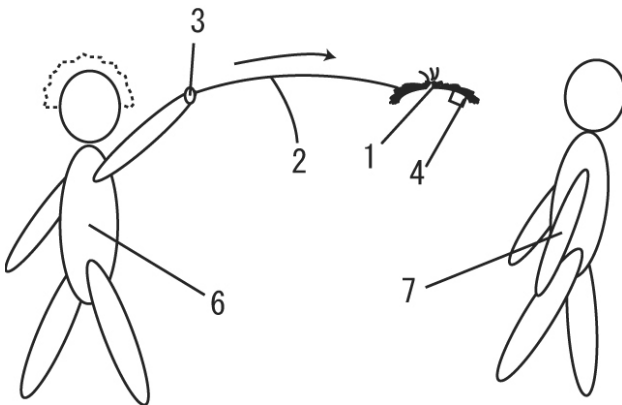
【図3】



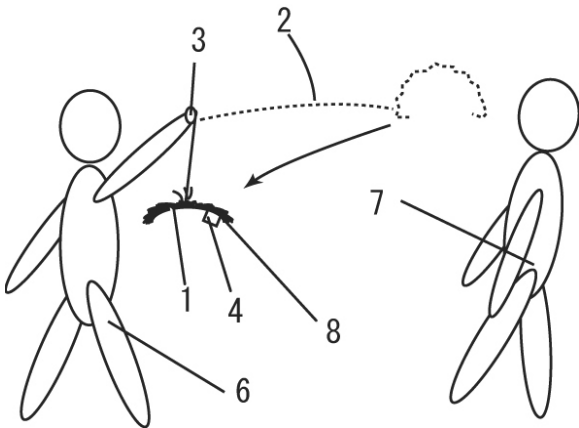
【図4】



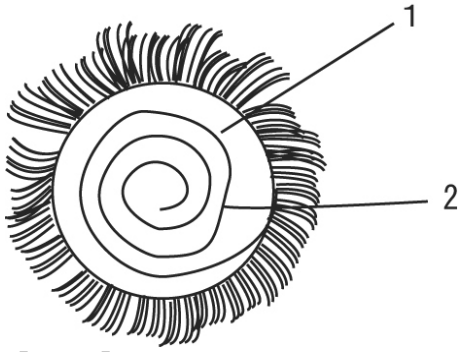
【図5】



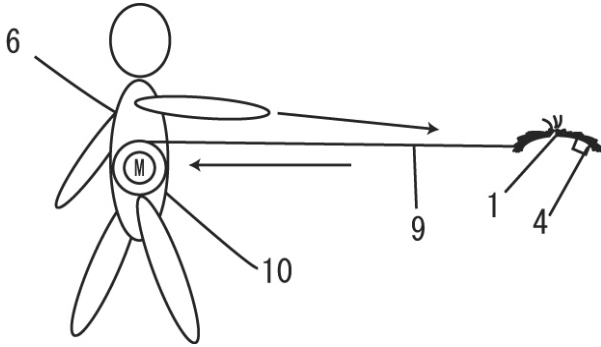
【図6】



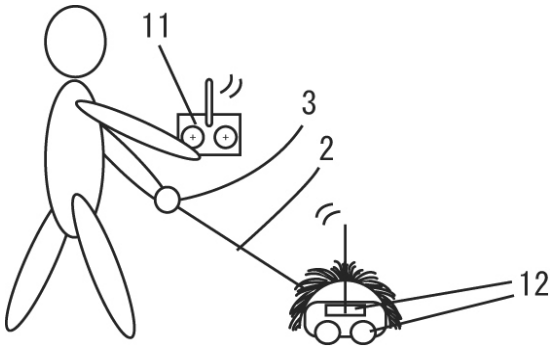
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B 名)

F41A1/00-99/00, F41B1/00-15/10, F41C3/00-33/08, F41F1/00-7/00, F41G1/00-11/00, F41G1/00-11/
00, F41H1/00-13/00, F41J1/00-13/02, F42B1/00-99/00, F42C1/00-99/00, F42D1/00-99/00A01K29/00